

2015年(平成27年)2月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2015年(平成27年)2月4日付けで諮問(第715号)された印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があるとは、認められない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

大阪弁護士会弁護士より、弁護士法第23条の2第2項に基づく照会のため、市民窓口センターで保有する印鑑登録申請書の照会がなされた。

弁護士法第23条の2第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、大阪弁護士会弁護士に印鑑登録申請書の情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 印鑑登録申請書の情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

印鑑登録申請書について、次の事項

印鑑登録申請書の有無

イ 目的外に提供する相手方

大阪弁護士会弁護士

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2第2項に基づくものである。

弁護士法第23条の2第2項は「受任している事件について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した弁護士によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、事件の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について大阪弁護士会弁護士に問い合わせたところ、「事件の詳細については回答できないが、当事務所において受任中の貸金返還請求事件の被告であり、被告が偽造と主張する被告名義の書面に押印してある印影と印鑑登録上の印影を確認することで、文書が偽造であるか否かの事実確認ができる」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、印鑑登録に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、訴訟のために行うものであり、印鑑登録の申請者が事件に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該訴訟の遂行に支障が生じることを弁護士に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 弁護士法第23条の2第2項に基づく照会書

イ 回答書

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した大阪弁護士会会長によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「当事務所において受任中の貸金返還請求事件の被告であり、被告が偽造と主張する被告名義の書面に押印してある印影と印鑑登録上の印影を確認することで、文書が偽造であるか否かの事実確認ができる」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が印鑑登録に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているが、実施機関では、本件にかかる目的外提供は、訴訟のために行うものであり、印鑑登録の申請者が事件に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該訴訟の遂行に支障が生じることを照会申出人である弁護士に確認した、としている。

しかしながら本件照会に係る個人情報の帰属者である本人は、本件照会における訴訟の当事者であり、相手方の弁護士が本件のような照会を行い得ることは当該本人も容易に想像し得るところであり、実施機関が述べる支障があるとは考えにくいことから、本人通知を省略する合理性は認められない。

したがって、本件照会に対する回答に際して、実施機関はあらかじめ本人に通知すべきである。

以 上